

自治会等 法人化の手引き

(資料集)

平成 23 年 6 月作成
(平成 30 年 4 月改定)

指宿市 健幸・協働のまちづくり課
パートナーシップ推進係
(ふれあいプラザなのはな館内)
電話 23-1003

目次

標準規約	1
様式集	10
地方自治法関連様式	10
様式1 認可申請書	11
様式2 保有資産目録	12
様式3 保有予定資産目録	13
様式4 告示事項変更届出書	14
様式5 規約変更認可申請書	15
様式6 地縁団体台帳	16
各種証明関連様式	20
認可地縁団体印鑑登録申請書	21
認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	22
認可地縁団体印鑑登録原票	23
認可地縁団体印鑑登録証明書	25
認可地縁団体印鑑登録廃止申請書	26
認可地縁団体印鑑登録抹消通知書	27
委任状	28
地縁団体証明書交付請求書	29
委任状(地縁団体証明用)	30
各種申請に要する任意様式(参考)	31
構成員名簿	32
総会議事録	33
承諾書(地縁団体代表者の承諾書)	35
関係法令集	36
地方自治法(抄)	37
地方自治法施行規則(抄)	44
指宿市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例	47
指宿市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則	51

標準規約

標準的な規約をお示しします。

地域の実状に応じて変更することは可能ですが、地方自治法などの法律に従って整備する必要があります。

規約の変更の際には、健幸・協働のまちづくり課にご相談ください。

〇〇〇自治会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、会員相互の親睦融和を図るとともに、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化清掃等区域内の環境整備
- (3) 所有する財産の管理運営
- (4) 地域住民の相互扶助、青少年の健全育成、成人の教養及び高齢者の福祉向上に関する事。
- (5) 交通安全、防火並びに防犯灯及び危険箇所の点検に関する防犯の事業
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

(名称)

第2条 本会は、〇〇〇自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、指宿市の地区境界図による別紙〇〇〇地区の区域とする。

【地区境界図がない場合】

地区境界図がないときや、隣接する地区との境界が複雑になっている場合は、区域を会員の居住する区域と自治会が保有する資産を含む地域で表示する方法もあります。

第3条 本会の区域は、次のとおりとする。

- (1) 本会の区民となる資格を有する者が居住する下記の区域
鹿児島県指宿市〇〇〇〇番地、同〇〇番地、・・・・の区域
- (2) 本会が保有する資産を含む下記の区域
鹿児島県指宿市〇〇〇〇番地、字〇〇〇。

(事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、〇〇〇地区の自治公民館内に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。ただし、本会の活動を賛助する法人又は団体は、賛助会員となることができる。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める公民館費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を館長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したもとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人から別に定める退会届が館長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に次の役員を置く。

(1) 館長 1人

(2) 副館長 1人

(3) 書記会計 1人

(4) 評議員 若干名 (例：各部長及び各副部長その他役員)

(5) 特別委員 若干名 (例：防犯組合長、高齢者クラブ会長、婦人会、小・中PTA会長等)

(6) 監事 2人

役員の種類は、現状に合わせて規定することとなるが、規約変更の手続が煩雑なので細部にわたる部分は、別に内規等で定めたほうがよいと思われます。
(役員職務も同様)

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選出する。

2 監事と館長、副館長、書記会計、評議員及び特別委員は、相互に兼ねることはで

きない。

(役員の仕事)

第11条 館長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副館長は、館長を補佐し、館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 書記会計は、会務を記録し、本会の出納事務を処理し、会計事務に必要な書類を管理する。

4 評議員及び特別委員は、総会で決定された事業について、その処理、執行に当たるとともに、館長の要請により、公民館活動その他必要な事項の相談に応ずるものとする。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 館長、副館長、書記会計、評議員及び特別委員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種類)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 館長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第5項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、館長が招集する。

2 館長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、審議する内容に基づき第21条に定める表決権数の2分の1以上（委任状を含む。）の出席がなければ、開会することはできない。

(総会の議決)

第20条 総会の議決は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、各世帯につき各々1箇とする。

- (1) 事業計画の決定及び事業報告の承認
- (2) 予算の決定及び決算の承認
- (3) 公民館費及び積立金等の決定
- (4) その他規約の変更、財産処分及び解散など重要事項を除く他の事項

表決権は民法第65条で「各構成員の表決権は平等」と定められています。

ただし、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが合理的であると認められる事項については、世帯の表決権を1票とすることは可能です。

規約の変更、財産処分及び解散の議決を世帯の代表者で表決を行うことは認められません。
これら重要案件を除いて世帯代表者が表決権を持つ内容であれば認めることができます。

(総会の書面表決)

第22条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものと同みなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 審議する内容に基づき第21条に定める表決権数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員(以下この章において同じ。)をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、館長が必要と認めるとき招集する。

2 館長は、役員3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から10日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面

をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、館長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条及び第22条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と、「審議する内容に基づき第21条に定める表決権数」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 公民館費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、館長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は、担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、館長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場

合には、館長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、館長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、指宿市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20各号の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、館長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、指宿市長の認可の日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成〇〇年3月31日までとする。

様式集

○地方自治法関連様式

- 様式 1 認可申請書
- 様式 2 保有資産目録
- 様式 3 保有予定資産目録
- 様式 4 告示事項変更届出書
- 様式 5 規約変更認可申請書
- 様式 6 地縁団体台帳

申請書様式 1 (地方自治法施行規則第18条関係)

平成 年 月 日

指 宿 市 長 殿

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名 印

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規 約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類

保 有 資 産 目 録

団体の名称

年 月 日 現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建 物

名 称	延床面積	所 在 地

イ 土 地

地 目	面 積	所 在 地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

申請書様式 3 (地方自治法施行規則第18条関係)

保有予定資産目録

団体の名称

年 月 日 現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権原	権原取得の予定時期

平成 年 月 日

指 宿 市 長 殿

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

申請書様式 5 (地方自治法施行規則第22条関係)

平成 年 月 日

指 宿 市 長 殿

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名 印

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項に規定する規約の変更の認可を受けた
いので、別添資料を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

[様式6]

地 縁 団 体 台 帳 (指 宿 市)							
枚数	名 称		年 月 日 認 可 年 月 日 告 示		代 表 者 に 関 す る 事 項	年 月 日	年 月 日
						原 因	原 因
			年 月 日 認 可 年 月 日 告 示			年 月 日	年 月 日
	主たる事務所					年 月 日 告 示	年 月 日 告 示
			年 月 日 認 可 年 月 日 告 示			年 月 日	年 月 日
			年 月 日 認 可 年 月 日 告 示			年 月 日 告 示	年 月 日 告 示
			年 月 日 認 可 年 月 日 告 示			年 月 日	年 月 日
			年 月 日 認 可 年 月 日 告 示			年 月 日 告 示	年 月 日 告 示
	代 表 者 に 関 す る 事 項	年 月 日	年 月 日			年 月 日 告 示	年 月 日 告 示
		原 因	原 因			年 月 日	年 月 日
		告 示 年 月 日	告 示 年 月 日				
		年 月 日	年 月 日			年 月 日 告 示	年 月 日 告 示
		年 月 日 告 示	年 月 日 告 示			年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日			年 月 日 告 示	年 月 日 告 示
		年 月 日 告 示	年 月 日 告 示				
		年 月 日	年 月 日				
		年 月 日 告 示	年 月 日 告 示				
		年 月 日	年 月 日				
		年 月 日 告 示	年 月 日 告 示				
					認 可 年 月 日	年 月 日	
					台 帳 を 起 こ し た 年 月 日	年 月 日	

名称等欄 丁

名 称	
規約に定める目的	

名 称	
区 域	

区 域 欄 丁

名 称	
その他の事項	

様式集

各種証明関連様式

○印鑑証明

- 第1号様式 認可地縁団体印鑑登録申請書
- 第2号様式 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書
- 第3号様式 認可地縁団体印鑑登録原票
- 第4号様式 認可地縁団体印鑑登録証明書
- 第5号様式 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書
- 第6号様式 認可地縁団体印鑑登録抹消通知書
- 第7号様式 委任状

○地縁団体証明

- 地縁団体証明書交付請求書
- 委任状

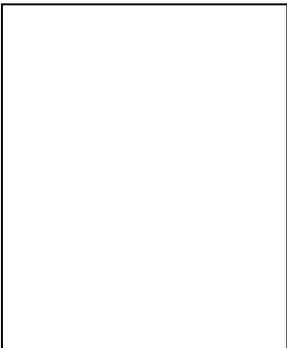
別記

第1号様式（第4条関係）

認可地縁団体印鑑登録申請書

指宿市長 殿

平成 年 月 日

登録しようとする認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称				
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地				
	(資格)	()	登録印鑑	生年	明治 大正 年 月 日 昭和
	氏名			月日	
住			所		

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本人 住所

代理人 氏名

㊟

(注意事項)

- この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人による場合は、委任状が必要です。
- 登録しようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 氏名の次には当市において登録されている個人の印鑑を押印してください。
(代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の登録印鑑を押印してください。)
- 資格 () の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

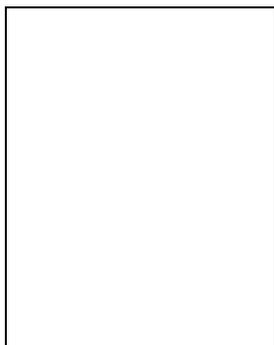
第2号様式（第4条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

指宿市長 殿

平成 年 月 日

登録されている認可地縁団体印鑑



認可地縁団体の名称

認可地縁団体の主たる事務所の所在地

(資格) ()

氏名

生年
月日

明治
大正 年 月 日
昭和

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 枚の交付を申請します。

申請者 本人 住所

代理人 氏名

(注意事項)

- この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人による場合は、委任状が必要です。
- 資格 () の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

交付番号

交付年月日

手数料

備考

第 号

年 月 日

円

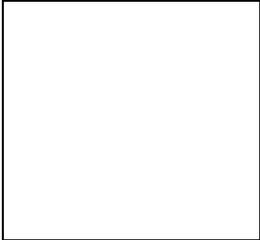
第3号様式（第4条関係）

認可地縁団体印鑑登録原票

登録番号			
登録年月日			
抹消年月日			
認可地縁団体 印鑑	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地		
	認可地縁団体の許可年月日		
	(資格) 氏名	()	生年 明治 大正 年 月 日 昭和
	住所		
その他の事項			

第4号様式（第4条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書

印影 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
	(資格) 氏名	()	生年 月日	明治 大正 年 月 日 昭和

この写しは、登録された印影に相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

指宿市長 豊留 悦男

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

指宿市長 殿

平成 年 月 日

廃止しようとする認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
	(資格)	()	生年	明治
氏名		月日	大正 年 月 日 昭和	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者 本人 住所

代理人 氏名

㊦

(注意事項)

- この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任状が必要です。
- 登録している認可地縁団体印鑑を亡失した場合には、当市において登録されている個人の印鑑を添付してください。
- 資格 () の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

指総健第 号
平成 年 月 日

様

指宿市長 豊留 悦男 廣

認可地縁団体印鑑登録抹消通知書

貴地縁団体の印鑑の登録を下記のとおり抹消したので通知します。

記

- 1 認可地縁団体の名称
- 2 登 録 番 号
- 3 登 録 年 月 日
- 4 抹 消 年 月 日
- 5 抹 消 の 理 由

第7号様式（第4条関係）

委 任 状

委任を受 けた者	住 所	
	氏 名 ㊟	明治 大正 年 月 日 昭和
委 任 の 事 項	1 認可地縁団体印鑑の登録の申請に関する事。 2 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付申請に関する事。 3 認可地縁団体印鑑の登録廃止の申請に関する事。	

私は上記の者を代理人として所定の権限を委任します。

平成 年 月 日

委任する人

住 所

氏 名

印

登 録 印 鑑

健幸・協働のまちづくり課		
課長	係長	係

下記のとおり申請がありましたので、別紙により交付してよろしいですか。

平成 年 月 日

指宿市長殿

請求者の氏名及び住所

住 所

氏 名

印

地縁団体証明書交付請求書 (告示事項)

地方自治法第260条の2第12項の規定により、告示した事項に関する証明書の交付を受けたいので、ここに申請します。

証明を受けようとする地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地	名 称	
	所 在 地	
必 要 枚 数		枚
請 求 理 由	1 地縁団体の財産に係る登記申請用として 2 その他	

交 付 番 号	交 付 年 月 日	手 数 料	備 考
第 号	年 月 日	円	

委 任 状

委任を受	住 所		
けた者	氏 名	Ⓜ	明治 大正 年 月 日 昭和
委 任 の 事 項	認可地縁団体証明書のこと。		

私は上記の者を代理人として所定の権限を委任します。

平成 年 月 日

委任する人

住 所

氏 名

印

様式集

○各種申請に要する任意様式（参考）

構成員名簿

総会議事録

承諾書（地縁団体代表者の承諾書）

平成〇〇年度 〇〇自治会 定期総会議事録

1. 開催日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇曜日 〇〇時～

2. 開催場所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

3. 会員総数 〇〇〇名

4. 出席会員 〇〇〇名（うち委任状〇〇名）

5. 代表者（館長・区長・集落長）あいさつ
代表者 〇〇〇〇〇〇 があいさつを述べた。

6. 議長・議事録署名人選出
議長に〇〇〇〇〇〇〇〇
議事録署名人に〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇を選出した。

7. 協議

(1) 平成〇〇年度活動報告について
「・・・・・・・・」との質疑に対して「・・・・・・・・」と答弁。
参加者に諮り、承認された。

(2) 平成〇〇年度決算報告について
「・・・・・・・・」との質疑に対して「・・・・・・・・」と答弁。
参加者に諮り、承認された。

(3) 〇〇自治会の法人化について
① 〇〇自治会の法人化
「・・・・・・・・」との質疑に対して「・・・・・・・・」と答弁。
参加者に諮り、提案のとおり決定された。
② 〇〇法人化に伴う規約改正及び資産の確定について
「・・・・・・・・」との質疑に対して「・・・・・・・・」と答弁。
参加者に諮り、提案のとおり決定された。

(4) 平成〇〇年度活動計画（案）について
「・・・・・・・・・・」との質疑に対して「・・・・・・・・・・」と答弁。
参加者に諮り、提案のとおり決定された。

(5) 平成〇〇年度予算（案）について
「・・・・・・・・・・」との質疑に対して「・・・・・・・・・・」と答弁。
参加者に諮り、提案のとおり決定された。

(6) その他

8. 役員選出

新役員が以下のとおり選任された。

自治会長	〇〇〇〇〇〇〇
副会長	〇〇〇〇〇〇〇
会計	〇〇〇〇〇〇〇

9. その他

10. 閉会

以上、全ての協議を完了したので、〇〇〇〇〇〇〇が閉会の宣言をした。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

議 長	〇〇〇〇〇〇〇	印
議事録署名人	〇〇〇〇〇〇〇	印
議事録署名人	〇〇〇〇〇〇〇	印

承 諾 書

私は、 の代表者に選任されたので、その就任を承諾します。

平成 年 月 日

殿

代表者

印

関係法令集

- 地方自治法（抄）
- 地方自治法施行規則（抄）
- 指宿市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例
- 指宿市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則

地方自治法（抄）

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

- 2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
 - 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。
 - 二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
 - 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。
 - 四 規約を定めていること。
- 3 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
 - 一 目的
 - 二 名称
 - 三 区域
 - 四 主たる事務所の所在地
 - 五 構成員の資格に関する事項
 - 六 代表者に関する事項
 - 七 会議に関する事項
 - 八 資産に関する事項
- 4 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。
- 5 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。
- 6 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- 7 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- 8 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 9 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- 10 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、こ

れを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

- 1 1 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- 1 2 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- 1 3 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び第十項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- 1 4 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- 1 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- 1 6 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- 1 7 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

- 2 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更

を加えなければならない。

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたとき

は、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

- 2 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。
- 3 前二項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の二十二 認可地縁団体はその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

- 2 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の終了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3 認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足り

ないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- 2 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- 3 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- 4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

- 2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。
- 3 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かななければならない。

第二百六十条の三十七 認可地縁団体の清算人の解任についての裁判及び前条の規

定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第二百六十条の三十八 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第二百六十条の三十六中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第二百六十条の三十九 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

地方自治法施行規則（抄）

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項 に規定する申請は、同条第一項 に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
 - 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
 - 三 構成員の名簿
 - 四 申請時に不動産又は不動産に関する権利等（以下この号において「不動産等」という。）を保有している団体にあつては保有資産目録，申請時に不動産等を保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録
 - 五 その区域の住民相互の連絡，環境の整備，集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
 - 六 申請者が代表者であることを証する書類
 - 七 特例民法 法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第二項 に規定する特例民法法人をいう。以下同じ。）が地方自治法第二百六十条の二第一項 に規定する認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。以下同じ。）に移行する場合には、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十四条の二第一項 に規定する総務大臣が定める基準を満たすことを明らかにする書類
 - 八 特定一般社団法人又は特定一般財団法人（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第四十一条第三項 に規定する特定一般社団法人又は同項 に規定する特定一般財団法人をいう。以下同じ。）が認可地縁団体に移行する場合には、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十三条第六項 に規定する総務大臣が定める基準を満たすことを明らかにする書類
- 2 前項の申請書並びに保有資産目録及び保有予定資産目録の様式は、別記のとおりとする。

第十九条 地方自治法第二百六十条の二第十項 に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十条の二第一項 の認可を行つた場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的

- ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 認可年月日
 - ヌ 前条第一項第七号又は第八号に該当する場合には、当該各号の基準を満たすときは、その事由
 - ル 前条第一項第七号又は第八号に該当する場合には、当該特例民法 法人又は特定一般社団法人若しくは特定一般財団法人（以下「特例民法 法人等」という。）から承継した財産の種類及び数量
- 二 解散した場合（破産による場合を除く。）
- イ 名称
 - ロ 区域
 - ハ 主たる事務所
 - ニ 清算人の氏名及び住所
 - ホ 解散事由
 - ヘ 解散年月日
- 三 清算終了の場合
- イ 名称
 - ロ 区域
 - ハ 主たる事務所
 - ニ 清算人の氏名及び住所
 - ホ 清算終了年月日
- 四 前二号の場合及び破産による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容
- 2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

第二十条 地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 2 前項の場合において、特例民法 法人等から認可地縁団体に移行した団体の代表者は、解散した特例民法 法人等の残余財産の全部を取得したことを証明する義務を負うものであること。
- 3 第一項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十一条 地方自治法第二百六十条の二第十二項 に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

- 2 市町村長は、第十九条（第一項第一号ルを除く。）に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。
- 3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条 地方自治法第二百六十条の三第二項 の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

- 2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

指宿市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例

平成 18 年 1 月 1 日

条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく市長の認可を受けたもの(以下「認可地縁団体」という。)の代表者等に係る印鑑(以下「認可地縁団体印鑑」という。)の登録及び証明に関する事務について必要な事項を定め、もって認可地縁団体の利便を増進するとともに、取引の安全に寄与することを目的とする。

(印鑑登録の資格)

第 2 条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次に掲げる者が選任されている場合には代表者に代えてこれらの者とする。

- (1) 民事保全法(平成元年法律第 91 号)第 56 条の職務代行者
- (2) 法第 260 条の 9 の仮代表者
- (3) 法第 260 条の 10 の特別代理人
- (4) 法第 260 条の 24 の清算人

(印鑑登録の申請)

第 3 条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を自ら持参し、書面により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、指宿市印鑑条例(平成 18 年指宿市条例第 14 号)の規定により登録されている代表者等(前条に規定する者をいう。以下同じ。)の個人の印鑑(以下「個人印鑑」という。)を押印しなければならない。

(印鑑登録)

第 4 条 市長は、前条第 1 項の規定による登録の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号。以下「法施行規則」という。)第 21 条第 2 項の規定により作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、前条第 1 項に規定する申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査した上、登録するものとする。

(登録印鑑)

第5条 登録できる認可地縁団体印鑑の数量は、1個に限るものとする。

2 市長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録しないものとする。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

(登録事項)

第6条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票を備え、印影のほか、次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 認可地縁団体の名称
- (4) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (5) 認可地縁団体の認可年月日
- (6) 登録資格
- (7) 代表者等の氏名
- (8) 代表者等の生年月日
- (9) 代表者等の住所

2 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票に前項に掲げる事項のほか、印鑑の登録及び証明に関して必要と認める事項を登録することができる。

(印鑑登録証明書の交付)

第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合には、登録している認可地縁団体印鑑を押印した書面により、自ら市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項に基づき審査するとともに、当該申請書に押印された認可地縁団体印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影の照合を行い、当該申請が適正であることを確認した上で、申請者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

(印鑑登録証明書)

第8条 認可地縁団体印鑑登録証明書は、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて市長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載す

るものとする。

- (1) 認可地縁団体の名称
- (2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (3) 登録資格
- (4) 代表者等の氏名
- (5) 代表者等の生年月日

2 市長が認可地縁団体印鑑登録証明書を作成する場合には、特に印影の写しが鮮明になるような方法により複写するものとする。

3 市長は、認可地縁団体印鑑登録証明書を交付する場合には、その末尾に認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載するものとする。

(印鑑登録の廃止申請)

第9条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑の登録を廃止しようとする場合には、登録している認可地縁団体印鑑を押印した書面により、自ら市長に申請しなければならない。

2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該登録された認可地縁団体印鑑を亡失したときは、直ちに個人印鑑を添え、書面により当該印鑑の登録の廃止を市長に申請しなければならない。

(印鑑登録事項の修正)

第10条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている事項について法第260条の2第11項の規定による届出があったときは、次条の規定により認可地縁団体印鑑の登録を抹消する場合を除き、職権により当該事項を修正するものとする。

(印鑑登録の抹消)

第11条 市長は、次に掲げる場合には、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。この場合において、第3号又は第4号の事由による登録の抹消については、当該印鑑登録を受けている者にその旨を通知するものとする。

- (1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の登録資格に変更が生じたとき。
- (2) 認可地縁団体が解散したとき。
- (3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でないことを認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったとき。

2 市長は、第9条の規定による認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請があったときは、審査の上、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

(代理人による申請)

第 12 条 法施行規則第 19 条第 1 項の規定により代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、当該代理人は、委任の旨を証する書面を添えてこの条例の規定に基づく申請をすることができる。この場合において、第 3 条第 1 項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第 7 条第 1 項及び第 9 条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えて適用するものとする。

(閲覧の禁止)

第 13 条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供しないものとする。

(質問調査)

第 14 条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明の事務に関し、関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

(指宿市行政手続条例の適用除外)

第 15 条 この条例の規定に基づく認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する処分については、指宿市行政手続条例(平成 18 年指宿市条例第 11 号)第 2 章及び第 3 章の規定は、適用しない。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の指宿市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成 5 年指宿市条例第 10 号)、認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成 4 年山川町条例第 281 号)又は認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成 5 年開聞町条例第 20 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 20 年 9 月 3 日条例第 33 号)

この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

指宿市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則

平成 18 年 1 月 1 日

規則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、指宿市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成 18 年指宿市条例第 15 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(印鑑登録原票に使用する印肉)

第 2 条 認可地縁団体印鑑登録原票に認可地縁団体印鑑を押印するときは、朱肉を使用するものとする。

(印鑑登録原票の保管)

第 3 条 認可地縁団体印鑑登録原票は、認可地縁団体印鑑登録原票保管庫に保管するものとする。

2 条例第 11 条の規定により抹消された認可地縁団体印鑑登録原票は、抹消の日の属する年度ごとに五十音順に区分して抹消認可地縁団体印鑑登録原票保管庫に保管するものとする。

(申請書等の様式)

第 4 条 認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する申請書等の様式は、次に定めるところによる。

- (1) 認可地縁団体印鑑登録申請書 第 1 号様式
- (2) 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書 第 2 号様式
- (3) 認可地縁団体印鑑登録原票 第 3 号様式
- (4) 認可地縁団体印鑑登録証明書 第 4 号様式
- (5) 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書 第 5 号様式
- (6) 認可地縁団体印鑑登録抹消通知書 第 6 号様式
- (7) 委任状 第 7 号様式

(文書の保存期間)

第 5 条 認可地縁団体印鑑に関する文書の保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 抹消認可地縁団体印鑑登録原票 抹消した日の属する年度の翌年から 5 年
- (2) 前号以外の書類 受理した日の属する年度の翌年から 2 年

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の指宿市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成 5 年指宿市規則第 11 号)、認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成 4 年山川町規則第 182 号)又は認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成 5 年開聞町規則第 15 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 20 年 9 月 3 日規則第 31 号)

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

※ 様式は様式集に添付のため省略